

月例研究会（2017年5月24日）

子どもの貧困に関する 自治体調査と児童扶養手当

藤原 千沙

本報告は、2014年度研究所叢書（法政大学大原社会問題研究所／原伸子・岩田美香・宮島喬編『現代社会と子どもの貧困』大月書店、2015年3月）で発表した論文「児童扶養手当の支払期月と母子世帯の家計——年三回の手当支払で所得保障機能は十全に果たせるか」以降の児童扶養手当制度見直しの動きについて、地方自治体の子どもの貧困実態調査や家計相談支援現場への聞き取りを踏まえて考察したものである。

低所得ひとり親世帯を対象とする児童扶養手当は1か月を単位として支給するものとされているが、実際は4月、8月、12月にそれぞれ前月までの分がまとめて支給されている。このまとめて支給される方式の問題点を叢書論文でとりあげたが、朝日新聞が2015年12月27日付朝刊1～2面で「ひとり親 波打つ収入 家計縛る」「手当まとめ支給 困窮招く」と題する記事を発表し、広く知られるようになった。2016年第190回国会では複数の議員がこの問題を国会でとりあげ、地方自治体でも制度改正を待たずに支給回数を増加できないか模索する動きが生まれた。児童扶養手当の支給回数のある方については2016年8月より関係省庁連絡会議で検討が始まっているとされ、現時点で制度改正は実現していないもの見直しの途上にある。

本報告で強調したのは、第一に、手当の支給金額や支給要件といった制度の根幹にかかわる側面に比べて、支給回数（支払期月）といった側面については研究者も政治家も政策担当者も

軽視しがちであることである。しかし低所得世帯にとっては手当の金額のみならず、いつどのように手当が支払われるかは日々の暮らしを左右する重要な問題である。

第二に、まとめ支給という方式は、低所得世帯の家計支払の滞納と借金の循環につながり、家計破綻のリスクを増大させることである。子どもの貧困対策を講じるために地方自治体が行っている複数の調査によれば、母子世帯になってから生活費を賄うために消費者金融でお金を借りた経験、クレジットカードのキャッシングを利用した経緯、水道光熱費が期限通りに支払えなかった経験、月々の支払いを待ってもらい手当の支給月にまとめて支払っている経験など、月々の家計の赤字を借金や滞納で対処しながら、児童扶養手当の支給月（4月、8月、12月）に返済・支払する構図が見えてきた。

第三に、しかし滞納や借金は手当の支給月には解消されることから、当事者としては問題なく家計を回している意識が強く、周囲からも問題にされにくいことである。月々の家計が赤字でない世帯にとっては、まとめて支給される手当はボーナスの感覚で大きな支出に対処でき貯蓄につながる効果もある。それゆえ当事者ニーズとしては支給回数の増加を求める声を形成しにくい。実際は、滞納・借金と支払・返済に追われて精神的に追い込まれるケースや、その循環が破綻して子どもが学業継続を諦めるケースなど深刻な事態があっても、「家計のやりくりの失敗」として受け止められ、社会的な問題とみなされず、制度改善につながってこなかった。

だが明らかに、まとめ支給という方式が、低所得世帯の暮らしを困難にしている。日本は年金支給も2か月に1回だが、十分な貯蓄がない世帯にとっては、社会保障給付は月々支給されなければ、所得保障機能は十全には果たせない。（ふじわら・ちさ 法政大学大原社会問題研究所教授）